

熊本県障害福祉分野就職支援金貸付事業 貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 なお、貸付けを受けるに当たっては、熊本県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱を厳守します。

記

※貸付開始年月日		※貸付番号	
※登録番号	(届出 ・ 求職)		
ふりがな		携帯電話番号	
氏名 (自署によること)	実印 (未成年者は認印可)	- -	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
住民票の住所 (自署によること)	郵便番号 (-) 固定電話番号 (- -) (建物名) (部屋番号)		
現在の居所 (自署によること)	郵便番号 (-) 固定電話番号 (- -) (建物名) (部屋番号)		
生計を一にする家族の状況			
ふりがな	続柄	年齢	備考 (会社名/学校名<学年>など必ず記入)
氏名	本人		

借入希望金額	円
--------	---

借受人が未成年の場合、法定代理人（親権者等）であること 連帯保証予定者 (1) ※申請者が記入すること	ふりがな				本人との関係 （連帯保証予定者が法人の場合は雇用関係の有無）
	氏名 （連帯保証予定者が法人である場合は法人名及び代表者名）		申請者が記入（押印不要）		
	生年月日		昭和・平成 年 月 日生（ 歳）		
	電話番号		固定（ - - ） 携帯（ - - ）		
	住所		郵便番号（ - ）		
	勤務先	所在地	郵便番号（ - ） 電話番号（ - - ）		
		名称			
		業種		職種	
（借受人が未成年の場合のみ必要）		法定代理人（親権者等）である・ない（いずれかに○）			
法人の種類 （連帯保証予定者が法人の場合のみ必要）		社会福祉法人・医療法人・その他（ ）			

原則一名で可能だが必要に応じて連帯保証人の追加を求める 連帯保証予定者 (2) ※申請者が記入すること	ふりがな				本人との関係 （連帯保証予定者が法人の場合は雇用関係の有無）
	氏名 （連帯保証予定者が法人である場合は法人名及び代表者名）		申請者が記入（押印不要）		
	生年月日		昭和・平成 年 月 日生（ 歳）		
	電話番号		固定（ - - ） 携帯（ - - ）		
	住所		郵便番号（ - ）		
	勤務先	所在地	郵便番号（ - ） 電話番号（ - - ）		
		名称			
		業種		職種	
（借受人が未成年の場合のみ必要）		法定代理人（親権者等）である・ない（いずれかに○）			
法人の種類 （連帯保証予定者が法人の場合のみ必要）		社会福祉法人・医療法人・その他（ ）			

(借受人が未成年(18歳未満)の場合必ず御記入ください)

～親権者同意欄～

私は、上記の者がこれから受けようとする貸付金について申請を行うことに同意します。
親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。

親権者が連帯保証予定者の場合も、借受人が未成年であれば必ず自署・押印してください。

親権者 (自署によること)	令和 年 月 日
	郵便番号 (-) 電話番号 (- -)
	住所
	ふりがな 氏名 (実印) 生年月日 年 月 日
令和 年 月 日	
郵便番号 (-) 電話番号 (- -)	
住所	
ふりがな 氏名 (実印) 生年月日 年 月 日	

- 備考
- 1 記入漏れがないように必要事項はすべて記入すること (※印の欄は記入不要)。
 - 2 借受人、親権者同意欄の住所・氏名欄は自署によること。
 - 3 借受人、親権者同意欄は印鑑登録の印鑑を押印すること。
(借受人が未成年の場合は認印で可)
 - 4 借受人が未成年の場合、連帯保証予定者は法定代理人(親権者等)であること。
※令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引下げ(民法第4条)

- 添付書類
- 1 介護福祉士登録証の写し、又は実務者研修、介護職員初任者研修のいずれかの修了証の写し
 - 2 住民票(申請者本人のみ。発行から3か月以内のもの)
 - 3 連帯保証予定者の所得証明書又は確定申告の写し
※(収入・所得の両方が記載されたもの)所得のみの記載のものは受け付けられません。
※自営所得等、給与以外の所得がある場合は、確定申告書(B票)の写しも併せて提出
※源泉徴収票は不可
 - 4 届け出カード(離職介護福祉士等の届出)又は保存カードの写し

※下記の（１）～（３）全てに該当することが貸付の条件です。
一つでも条件に該当しない場合は、貸付の申請ができません。

- （１）公共職業訓練又は求職者支援訓練により、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示 538 号）第 1 条第 3 項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第 4 項に規定する障害者居宅介護従業者基礎研修、同条第 5 項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること。）、同条第 6 項に規定する同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。）及び同条第 7 項に規定する行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した者。
なお、第 6 に掲げる「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又「介護分野就職支援金貸付事業」の貸付けを受けたことがある者を除く。
- （２）障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項、第 18 項、第 77 条及び第 78 条、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 6 条 2 の 2 第 1 項、第 7 項及び第 7 条第 2 項、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第 4 条の 2 に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第 5 条第 27 項、第 28 条及び第 77 条の 2 及び身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。
- （３）障害福祉分野就職支援金利用計画書（別記障一第 2 号様式）を提出した者。

《注意事項》

申請書には記入漏れがないようにお願いします。

なお、記入漏れや書類の不備があった場合は、貸付けできないことがありますので御注意ください。

また、本資金はあくまでも貸付金です。実施要項に定める条件を履行しない場合や本会会長が必要と認める条件等を履行しない場合、貸付金の返還（返済）債務が借受人及び連帯保証人双方に生じます。